

図書館今昔Ⅲ：閲覧制度

皆 上 勝 哉

NHKの朝の連続ドラマ「スズラン」が放映されているとき、時間に余裕があれば見ていたが、図書館でのシーンが時折みられた。図書館の場面がドラマなどであると、図書館関係者としては、非常に興味をそそられるのは致し方のないことである。日本では、図書館が日常生活に根を下ろしているとは言えないので、映画、テレビ、小説、学校の教科書などに図書館でのシーンがでてくることは非常に珍しい。

ドラマの中で、猫又食堂で働く主人公の「萌」が、店の常連客で主人公の一人である鉄道建設技師の日高氏が図書館から借りた本を店に忘れ、彼に代わって図書館に返すシーンから、図書館が時折登場する。図書館は、猫又食堂の場所と、日高氏がロンドン駅的设计図あるいは挿し絵のある本（分厚くて、外見からして非常に貴重本であるように見受けられた）を萌に見せて、自分もこのような駅を設計したいと情熱的に会話するシーンがある。そのような図書を置いている（図書館では配架している、又は所蔵していると言うが）図書館としては、上野にある旧帝国図書館ではないかと推測される。日高氏がいとも簡単かつ短時間にその本を萌の許に持って来ることは、その図書が閉架式の書庫ではなく、開架図書室に配架されている図書と考えられる。ストーリーとしては大変結構であるが、図書館関係者としては、疑問を抱かざるを得ない。

本稿では戦前の図書館制度を概観することで現在の図書館利用者サービスとの対比をしてみた。1899年（明治32年）わが邦初の図書館単独法である「図書館令」が制定・交付され、第一条で公共図書館を「図書を蒐集、公衆の閲覧に供する施設とし、第四条で公立学校または私立学校に付設することを、第七条では図書閲覧料を徴収する」ことを認めたものであった。1908年創立された日比谷図書館には婦人閲覧室や児童閲覧室が設けられ、閲覧室は開館まもなく満席となる盛況と報じられている。閲覧料は普通閲覧券は2銭（回数券の場合15枚綴りが18銭）、児童閲覧室は半額の1銭とされていたが、1915年児童の閲覧は無料と改正された。図書の館外帯出料は、有効期間1年の甲種帯出券は4円、有効期間5ヶ月の乙種帯出券が2円、有効期間2ヶ月の丙種帯出券が1円と規定されていた。帯出図書の保証制度についても、館によって異なるが、保証金の供託制度を定めたり、指定銀行の貯金証書の提出や保証人の連署による保証を求めるなど各種の方法が採用されていた。閲覧料制度は図書館の発展と共に改善され、1933（昭和8年）に「図書館令」が改正されるが、七条の撤廃は昭和25年図書館法の制定まで待たねばならなかった。新たに制定された図書館法では入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないと規定し無料の原則が確立されている。

資料の閲覧には図書館内閲覧と図書館館外閲覧があり、閲覧という響きには館内閲覧を意味し、館外閲覧は館外貸出という言葉で表現されることが多い。

館内で閲覧する場所は閲覧室といわれ、閲覧室には閲覧机と椅子が有るのみで現在の如く読みたい図書を直接手にとって見るのできる開架式閲覧室は戦前では極く特筆すべき図書館に設けられ、限られた冊数の図書を配架しているに過ぎなかった。戦後もしばらく殆どの図書館は閉架式・出納方

式を採用していた。図書館所蔵図書は書庫に納められ、利用者は希望図書を直接手にとってみることはできず、目録カードを検索して、希望の図書資料名を請求票へ記入し出納係に提出して、書庫から出納してもらう。閲覧できる冊数は多くはなく一回に5冊以内が殆どである。出納された図書が自分の希望する図書であれば閲覧するが、そうでなければ、再度目録カードを検索して、前述の行為を繰り返すのである。目録カードに記載されている項目は著者、書名、発行所、発行年、頁数だけであり、検索方法を熟知している利用者は非常に少なく、出納された図書のうち3～4割が希望する図書であればよいほうで、時には全てのものが該当しないこともある。図書館関係者になる以前の私などは、そのとき出納係員に申し訳ないので、その場は借り受けて暫くして用済みのような振りをして返却することも珍しくなかった。

閉架式・出納方式の図書館システムは、昭和30年代後半まで存続していた。この方式の欠点を是正する方式として開架方式があるが、この方式への変更は開架図書の破損、汚損、亡失の懸念、さらには、閲覧室、書庫の大幅な改装を必要とするので、暫定的な方式として、準開架方式が採用された。この方式で図書は金網やガラスに遮られた書架に配架され、利用者は背表紙から図書を垣間見ることができ、直接手にとって見ることはできず、利用するためには係員の出納を経なければならないのは出納方式と何ら相違はない。準開架方式から一步前進して安全開架方式が採用され始めた。安全開架方式は図書が配架されている書架室と閲覧室が別々に分離され、閲覧者は書架室で自分で直接書架から本を取り出して選択できるが、閲覧室に行くとき出納簿に記録しなければならない。現在の自由開架方式への移行は、昭和30年代後半から始まった。自由開架式は利用者のみならず図書館側にとっても、出納作業を伴わないので係員の労力を省き、レファレンスサービスその他の利用者サービスに専念できるが、反面いくつかの問題点が指摘される。大きな問題点の一つは書架上の所定の場所に利用済みの図書が返架されないことにより利用不能な図書が多くなることである。この防止策として、利用者自身が利用済みの図書を書架に返架するのではなく、利用済みの図書は返却台に返却させ、館員が書架に返架する方式を採用することと、配列の整備に絶えず努めることで問題の解決を図ってきた。開架図書の冊数が多くなれば、利用者は非常に便利にはなるが、書架上の図書の全ての配列を常に適正に保つには、館員の整備作業だけでは不可能で、利用者の協力が必要である。第二の問題点は図書の亡失である。この防止策として、入館時のチェックであるが、方法は大変めんどうである。ロッカー室を玄関脇に設置し、入館の際カバン、オーバ等はロッカーに納めさせ、入館時の持ち込み物品を極力制限する、止む得ず持ち込む必要のある図書等については入館時に記帳してもらい退館時に照合するなどしてチェックを行う。一人の入館者に対し入館時と退館時に二回のチェックを行う必要があるが、利用者、館員双方にとって愉快なものではなく、館員には精神的負担の多い業務であった。このチェック方式から解放されるのは昭和50年代後半からブックデテクションが導入されてからである。この機器の導入によって図書館の受付業務は、チェックから完全に解放され、本来の利用者サービス業務に専念することができるようになった。

館外貸出の方法についてみると、戦前では制度的には有料で、貸出の際の管理は極めて厳重であったが、図書館法が施行された昭和25年以降もかなり厳しいものであった。貸出者の身分・資格のチェッ

クが問題となる。身元確認の方法として証明書提示、保証人、保証金、郵便による確認、電話による確認等のいずれかのひとつの方法または併用がとられた。大学図書館では利用者は大学の構成員に限られ、構成員は証明書を所持していて、身分の証明は簡単である。公共図書館では現在保証人制度及び保証金制度は廃止されて、上記の一方法で済ませているが、昭和30年代後半までは二つ以上の方法の併用が一般的であった。昭和36年大分県立図書館は大分市荷揚町の武道館近くの、木造の建物で、準開架式の金網の中に図書が配架され、館外貸出登録のための身分の確認方法は身分証明書の提示、郵便による住所の確認、保証人制度の併用であったと記憶している。

最初の入館は身分証明書の提示で館内図書の閲覧は可能であるが、館外貸出を受けるために、館外貸出登録証の交付を受けることが必要である。所用書類として①身分証明書を提示して②登録申請者の住所宛の葉書に申請者の住所氏名を記帳③保証人の承諾書申請用紙の交付を受ける。図書館から数日して申請者の住所に確認の葉書が郵送される。その葉書と保証人の承諾印の押印された承諾書を図書館に持参して、館外貸出登録証の交付を受けることで、館外貸出が可能になる。従って、館外貸出を受けるには、最初の日から一週間前後の日数が必要である。3つの証明書の充足は、①間違いなく本人であること②住所に居住していて返却が遅れた場合督促状が間違いなく届くこと③借入者が返却しない場合保証人に弁済の依頼をすることも可能の3点を意味している。貸出冊数は2～3冊、期間は一週間程度が一般的であった。現在からみると随分厳しいようであるが、当時としては貴重な資料を万全の管理をして貸し出すための止む得ざる方法であった。この登録システムは、現在パスポートの申請に引き継がれ、1年有効、5年有効の印紙税がないだけである。現在公共図書館は貸出申請者の住所、身分等を証明する何らかのものがあればその場で登録証の交付を受けることができる。貸出は特に積極的に行っているサービス業務であり、往事と質的に異なるサービスとなっている。

現在と昭和30年代の入退館、閲覧システムと比較してみると大きな変化だけでなく質的な変化を感じる。ある図書館で借用図書を返却した際に、係の人から「ありがとうございます」と言われ一瞬戸惑い、私は「こちらこそありがとうございます」と応えたが、交通機関その他の Public Utility からサービスを受け、その対価として料金を支払う際に双方が「ありがとうございます」と応答するのは至極当然のことである。無料のサービスを受け、提供者から「ありがとうございます」といわれると戸惑うのは私だけではないだろう。提供者が従来の「貸してやる」という観念から「私共の図書館を利用してくださり、ありがとうございます」という気持ちであれば、納得がいく言葉であり、図書館員の質的变化を感じた次第である。

参考文献

佐藤政孝著『東京の図書館百年の歩み』 泰流社、1996

文部省編『図書館管理法』 金港堂書籍株式会社、明治45

(あざかみ・かつや 別府大学講師)